

島根労働局発表  
令和8年2月13日

担当  
雇用環境・均等室  
室長 越沼綾乃  
雇用環境改善・均等推進指導官  
宮崎聖児  
TEL 0852-31-1161



島根労働局  
公式キャラクター  
しじるー

## 女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業を認定！ 生活関連サービス・娯楽業で県内初の認定！！

厚生労働省では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を、女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業として認定しています。

今般、日本庭園由志園株式会社を『えるぼし認定3つ星（3段階目）』として認定しました。  
島根労働局（局長 岩見浩史 いわみひろふみ）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

### 《えるぼし認定企業概要》

#### 日本庭園由志園株式会社

所在地：松江市八東町波入1260-2

代表者：代表取締役 門脇 栄一

業種：生活関連サービス・娯楽業

労働者数：120人（女性83人）



認定マーク「えるぼし」※  
(3つ星)

### 《認定通知書交付式》

1日 時 令和8年3月12日（木）15時30分～

2会場 日本庭園由志園株式会社

（松江市八東町波入1260-2）

島根労働局長より日本庭園由志園株式会社へ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、  
3月5日（木）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の日高あてにご連絡ください。

### ※認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、  
「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

資料1 認定基準に関する実績

資料2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

資料3 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

## 認定基準に関する実績

### 1 認定企業

日本庭園由志園株式会社

所 在 地：松江市八束町波入 1260-2

業 種：生活関連サービス・娯楽業

認 定 日：令和8年1月22日

認定の段階：3段階目（5つの基準をすべてクリア）



### 2 えるばし認定に係る実績（直近の事業年度：令和6年3月1日～令和7年2月28日）

認定の主な基準	実績
<p><b>【評価項目1：採用】</b> 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること</p> <p>① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値 <u>（平均値が4割を超える場合は4割）</u>以上であること</p> <p>② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;達成&gt;</b></p> <p>① <b>57.6%</b> ≥ 47.7% (産業平均値)</p> <p>② 正職員に雇用管理区分設定なし</p>
<p><b>【評価項目2：継続雇用】</b> 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること</p> <p>① 「女性労働者の平均継続勤務年数」 ÷ 「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る</p> <p>② 「女性労働者の継続雇用割合」 ÷ 「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;達成&gt;</b></p> <p>① に該当。</p> <p>・雇用管理区分 (女性/男性) 正 社 員 9.63年/9.61年 = <b>1.00</b> 準 社 員 9.20年/9.45年 = <b>0.97</b> ペー ト社員 10.99年/5.75年 = <b>1.91</b></p>
<p><b>【評価項目3：労働時間等の働き方】</b> 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;達成&gt;</b></p> <p>全ての月で <b>45時間未満</b></p>
<p><b>【評価項目4：管理職比率】</b> 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;達成&gt;</b></p> <p><b>44.4%</b> ≥ 15.1% (産業平均値)</p>
<p><b>【評価項目5：多様なキャリアコース】</b> 直近の3事業年度のうち、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;達成&gt;</b></p> <p>以下のとおり1項目以上の実績がある。</p> <p>A <b>5人</b></p>

## 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。  
また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。
- ◆ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることが期待できます。  
また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

### 認定の段階

 <p><b>プラチナえるぼし</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、<b>当該行動計画に定めた目標を達成</b>したこと。</li> <li>● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を<b>選任</b>していること。(※)</li> <li>● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の<b>全て</b>を満たしていること。(※)</li> <li>● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、<b>8項目以上</b>を「女性の活躍推進企業データベース」で<b>公表</b>していること。(※)</li> </ul> <p>※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。</p>
 <p><b>えるぼし（3段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目の<b>全て</b>を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> </ul>
 <p><b>えるぼし（2段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>3つ又は4つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連續してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>
 <p><b>えるぼし（1段階目）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目のうち<b>1つ又は2つ</b>の基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に<b>毎年公表</b>していること。</li> <li>● 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、<b>2年以上連續してその実績が改善</b>していること。</li> </ul>

- えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



## 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

### 1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階			プラチナ 認定企業数
		1段階目	2段階目	3段階目	
島根県	19	0	7	12	1
鳥取県	16	0	8	8	1
岡山県	46	0	20	26	0
広島県	31	0	14	17	0
山口県	26	0	16	10	0
全 国	4,097	23	1,292	2,782	103

(令和7年12月末日現在で公表することに了解を得た企業)

### 2 島根労働局管内認定企業 20社（令和8年2月1日時点）

出雲市

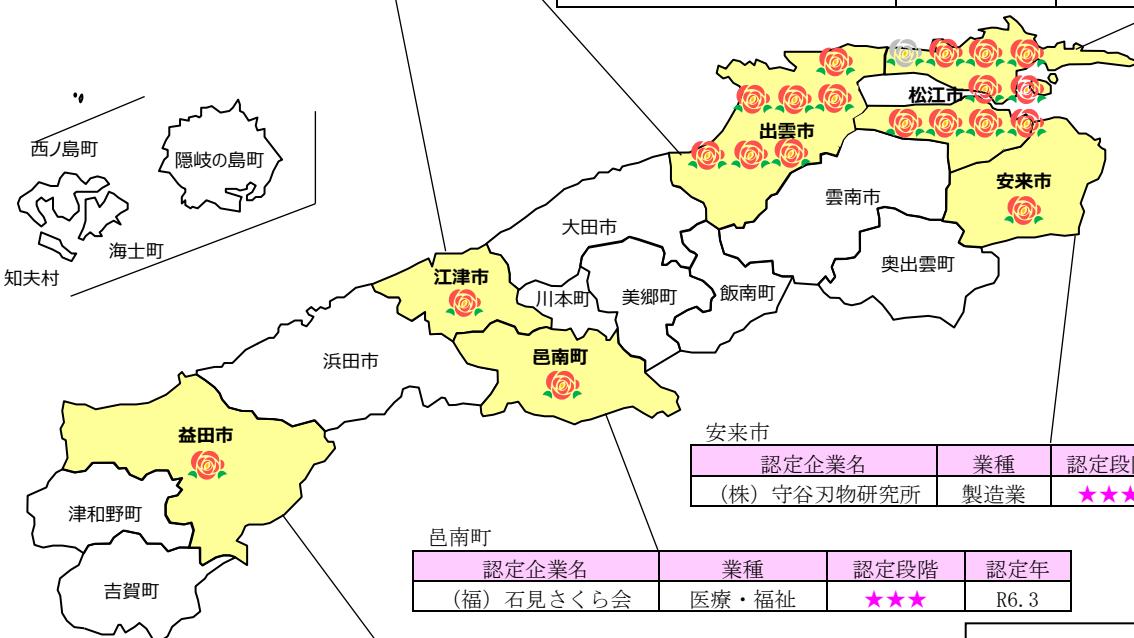
認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福)壽光会	医療・福祉	★★★	H30.9
(福)あすなろ会	医療・福祉	★★	R4.10
(株)シーエスエー	情報通信業	★★★	R5.3
(株)いざもえん	医療・福祉	★★★	R6.10
山陰ヤクルト販売(株)	卸売業、小売業	★★★	R7.2
島根中央信用金庫	金融業	★★	R7.3
大福工業(株)	建設業	★★★	R7.5

松江市（プラチナえるぼし）

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株)山陰合同銀行	金融業	R6.8	
松江市			
（株）山陰合同銀行	金融業	★★	H28.12
(福)島根県社会福祉事業団	医療・福祉	★★	H30.12
(株)共立エンジニア	学術研究・専門・技術サービス業	★★	R5.1
(福)松江福祉公社	医療・福祉	★★★	R6.11
(株)オレンジコード	医療・福祉	★★	R7.6
しまね信用金庫	金融業	★★★	R7.10
一畑電気鉄道(株)	不動産業	★★★	R7.11
(株)金見工務店	建設業	★★	R7.11
日本庭園由志園(株) [New]	生活関連サービス・娯楽業	★★★	R8.1

江津市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
若女食品(株)	製造業	★★★	R6.7



認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株)守谷刀物研究所	製造業	★★★	R6.10

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福)石見さくら会	医療・福祉	★★★	R6.3

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(公社)益田市医師会	医療・福祉	★★★	H28.11

認定企業（県花：牡丹）  
えるぼし  
プラチナえるぼし

■島根県内のえるぼし認定

企業の詳細はこちら➡

